

地域県土警察常任委員会資料

(令和5年8月21日)

[件名]

- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第17報）
(原子力安全対策課) … 2

- 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画に係る事前報告について
(原子力安全対策課) … 3

- 島根原子力発電所1号機第5回定期事業者検査の実施に係る申し
入れについて
(原子力安全対策課) … 5

- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(危機対策・情報課) … 6

危 機 管 理 部

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第17報）

令和5年8月21日

原子力安全対策課

島根原子力発電所2号機及び3号機の原子力規制委員会による審査状況は次のとおりです（前回報告はいずれも7月21日の常任委員会です）。

1 島根原子力発電所2号機

令和3年9月15日発電用原子炉設置変更許可。

(1) 審査

ア 設計及び工事の計画の認可申請の審査

平成25年12月25日申請。

補正書提出9回、審査会合9回、ヒアリング495回（8月10日現在）。

7月21日、中国電力は9回目の補正書を原子力規制委員会へ提出した。今回の補正は、8回目の補正書を提出した6月22日以降に指摘された誤記等の修正。

イ 保安規定変更認可申請の審査（前回報告から変化なし）

平成25年12月25日申請。

補正書提出1回、審査会合1回、ヒアリング3回（8月10日現在）。

(2) 安全対策工事（前回報告から変化なし）

中国電力は安全対策工事の完了予定時期を令和6年5月と公表している。

現在、防波壁の補強工事や津波漂流物対策工事、アクセスルートの改良工事等を行っている。

(3) 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査

平成28年7月4日申請。

補正書提出1回、審査会合17回、ヒアリング39回（8月10日現在）。

7月28日に17回目の審査会合（非公開）が開催された。

2 島根原子力発電所3号機（前回報告から変化なし）

平成30年8月10日申請。

補正書提出2回、審査会合5回。5月18日以降、審査会合は開催されていない。

3 その他

中国電力は8月2日に、原子力発電所の建設計画のある山口県上関町^{※1}に対して、関西電力との共同開発を前提として中間貯蔵施設^{※2}の建設の可能性を判断する文献調査、地表地質調査等を実施したい旨を申し入れた。

※1 山口県上関町：改良型沸騰水型軽水炉2基を建設する計画で、平成21年に敷地造成の準備工事が始まったが、福島第一原子力発電所事故以降、中断。

※2 中間貯蔵施設：使用済核燃料を一時的に貯蔵する施設。発電所敷地外では、青森県むつ市に1か所（現在、保安規定変更認可申請について審査中）ある。



島根原子力発電所 1号機の廃止措置計画に係る事前報告について

令和5年8月21日

原子力安全対策課

8月8日、中国電力から「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第6条第1項第3号の規定に基づき、県に対して、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画に係る事前報告がありました。（米子市、境港市に対しても同日に同様の報告）

- 1 報告日時 8月8日（火）午後3時20分～3時50分
- 2 報告場所 第4応接室（県庁本庁舎3階）
- 3 対応者 中国電力 北野代表取締役副社長執行役員、簸根常務執行役員鳥取支社長
鳥取県 平井知事、水中危機管理部長

4 報告内容

全体を4段階で実施する廃止措置の第1段階の作業終了に伴い、第2段階に移行するために、第1段階の作業結果を踏まえて策定した第2段階の作業内容及び工程の見直しについて報告を受けた。

（第1段階（解体工事準備期間）の作業結果）

- ・新燃料の搬出・譲渡（完了）
- ・管理区域外の設備の解体撤去、汚染状況の調査、汚染除去、放射性廃棄物の処理処分（継続）

（第2段階（原子炉本体周辺設備等解体撤去期間）の作業内容）

- ・使用済燃料の搬出・譲渡し、管理区域内の設備の解体撤去

（工程の見直し）

- ・廃止措置の終了時期を「2045年度」から「2049年度」に変更（4年延長）
- ・使用済燃料の搬出計画等の見直しにより、第2段階の期間を「2024～2029年度」から「2024～2035年度」に変更（6年延長）
- ・複数の解体工事の同時施工等により、第4段階を8年間から6年間に変更（2年短縮）

5 報告時の主な発言

（平井知事）

- ・県議会や住民に対して、適切な説明責任を果たしていただくように強く求めたい。
- ・第1段階の遂行と計画変更が適切かどうか、専門家の知見をいただきながら最終的に回答する。

（中国電力 北野副社長）

- ・しっかりと説明責任を果たしていきたい。地域の皆様の信頼があつてこそと思っているので、精いっぱい対応させていただきたい。

6 今後の方針

- ・中国電力は8月31日から9月14日まで立地・周辺自治体の各地域で説明会を開催予定。
- ・県においても内容を審査することとし、原子力安全顧問会議、原子力安全対策合同会議等により意見聴取し、米子市、境港市及び県議会の意見を聞き、安全を第一義に判断する。

【参考】

○中国電力との安全協定（抜粋）（計画等の事前報告）

第6条 中国電力は、次の各号に掲げる事項について、鳥取県、米子市及び境港市に別に定めるところにより報告するものとする。

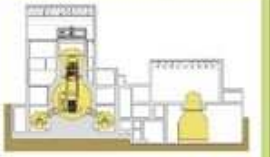

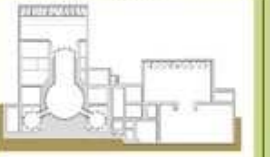

（略）

- （3）原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更

○島根原発1号機廃止措置の経過

- 2015(H27)年4月30日 島根原発1号機の営業運転終了
- 2016(H28)年4月28日 中国電力から計画認可申請について安全協定に基づく事前報告
- 2016(H28)年6月17日 最終的な意見を留保すると一旦回答
- 2017(H29)年6月27日 「廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間（第1段階）の廃止措置の実施に限り了解する」と回答
- 2016(H28)年7月4日 原子力規制委員会に廃止措置計画認可申請（2017年4月19日認可）
- 2017(H29)年7月28日 廃止措置着手（現在、第1段階実施中）

○工程変更の概要

	2017～2024 年度	2024～2029 年度 → 2024～2035 年度	2030～2037 年度 → 2036～2043 年度	2038～2045 年度 → 2044～2049 年度
廃止措置の実施区分	解体工事準備期間 (第1段階)	原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間(第2段階)	原子炉本体等解体撤去期間 (第3段階)	建物等解体撤去期間 (第4段階)
				
主な作業	← 安全貯蔵	放射線管理区域内の設備 (原子炉本体以外)の解体撤去	原子炉本体の解体撤去	建物等の解体撤去
	燃料搬出・譲り渡し			
	汚染状況の調査	汚染状況の調査(継続)		
		汚染の除去		
		放射線管理区域外の設備の解体撤去		
		放射性廃棄物の処理処分		

島根原子力発電所 1号機第5回定期事業者検査の実施に係る申入れについて

令和5年8月21日

原子力安全対策課

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、7月21日に中国電力から島根原子力発電所1号機の第5回定期事業者検査計画の連絡がありました。

県、米子市及び境港市は、住民の安全確保や異常があった場合の迅速な情報提供等について申入れを行いました（同日、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市も同様の申入れを実施）。

1 申入日時 8月18日（金） 午後3時から午後3時10分

2 申入場所 県庁原子力安全対策課

3 出席者 中国電力株式会社

鳥取支社副支社長兼電源事業本部島根原子力本部担当部長 福本紳二

鳥取県 危機管理部原子力安全対策監 浜田定則

4 申入事項

①定期事業者検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。

②作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。

③定期事業者検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。

④異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告すること。

⑤定期事業者検査の実施状況については、県民に分かりやすく情報提供すること。

5 中国電力の発言

申入事項に対して必要な措置を講じ、安全かつ遺漏のないよう実施する。

〔参考〕定期事業者検査

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16に基づき、廃止措置中も維持しなければならない設備（燃料プールの水位計や冷却設備、放射線監視設備、放射性廃棄物処理装置（換気空調系、排気筒）、非常用発電機）の機能・性能を確認する検査。13か月ごとに行うことが義務づけられており、原子力規制庁は原子力規制検査で監視する。

第1回：平成30年1月18日～平成30年5月25日

第2回：平成31年2月22日～令和元年7月17日

第3回：令和2年8月14日～令和3年1月19日

第4回：令和4年2月18日～令和4年7月25日

第5回：令和5年8月24日～令和6年4月18日（予定）

※ 過去4回の検査においても、今回と同様に検査前の申入れを行っている。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和5年8月21日

危機対策・情報課

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
危機対策・情報課	鳥取県防災行政無線中継局非常用発電設備更新工事	鳥取県全域	中電工・寿電気特定建設工事共同企業体	(当初契約額) 184,800,000円	令和5年3月1日 ~ 令和5年11月30日	(当初契約年月日) 令和5年3月1日	-
				(第1回変更後契約額) 185,004,600円 〔 変更額 204,600円 〕		(第1回契約年月日) 令和5年5月8日	令和5年2月28日付営繕課長通知「令和5年3月から適用する営繕工事設計標準単価及び設計業委託等技術者単価の運用に係る特例措置について」による変更